

本稿は、殊更に「科学とは何か」といういささか根源的であるかに見えて、発議する段階によっては全くもって不用意とならざるを得ない問いを提示することを企図するものではない。本稿は、そうではなく、全学実において決定された「考え方」を（現象学的な意味で用いられるであろう、理念的な）普遍性に立脚した態度をもって「修正」し、これを現実的かつ具体的な形態をもって改めて世にあらわすことを要求するものである。その目的にかなうべく論議を行うにあたり、前回全学実で採決されたテキストにある「科学的」という語の使用の不徹底を指摘するは、いかなるラッダイト的、いかなる「反知性主義」的言説に迎合するものではないこと、その逆に——批判的に科学を研究する宿命を課された一人の学部生として、そして何よりも、科学＝技術を使用する、近代国家の一市民として——「科学」の領域を十全に擁護すると同時に全学実の決定をより精緻かつ普遍的なものに止揚することを企図する上で全き必然性の上にあることを、まずは指摘しておきたい。本稿は、以下の構成からなる。まず、第一に簡潔さを求めて主文を提出する。第二に、当方が主文に至る根拠の骨子をあらわす。第三に、左の論議の補足として、補論を行う。

主たる議論に入る前に、あらかじめ、検討すべきテキストを提示しておこう。

③科学的な根拠に基づいた内容とすることを目指します。

企画出展者が対策の中身で一致し、また社会的な説明責任を果たすうえで、対策の中身は科学的な裏付けが為されるべきだと考えます。無根拠な、単なる憶測にすぎない基準を設けることは、効果の薄い対策のために必要ない縮小を強いられたり、逆に中途半端に不徹底な部分を生んだりすることがあり、一致を作ることが難しくなります。科学的な根拠に基づいた対策を作成し、またそのことを大学当局と社会にアピールできるようにすることを目指すべきだと考えます。そのために、保健師などの学内外の専門家に意見をもらいながら対策の中身を練り上げることを提案します。もちろん、①に基づいて最終的に学生側が決定を下すための判断基準を集めるためだと理解してください。

1/要求項目

前述を受けて、まずもって当方の要求を次の各号に掲げる。

1. 「科学的」という名辞を「客観性、再現可能性」等の、「科学」に関わらない述語に改めること。
2. 前項に従って、事務局側で改定を行うこと。
3. 前項が不可能である場合、次回以降の継続議題とすること。

2/主文

以上の要求を掲げる根拠として、さしあたり端的に次の各号に掲げる。

- a. 全学実それ自体に内在する〈科学〉のシステムにおいて個別的な「科学」を内在することはできないこと（この点については、補論に詳述する）。
- b. ところで、「科学的な根拠」は「科学的」なものが前提とする「原理」とセットになっていること。例えば、力学における現象の記述は、現象が位置（ x ）とその時間変化（ dx/dt ）によってのみ決まる（決定性の原理）と「規定」されていることを思い出せ（現実の物理世界が加速度以上の次元の量に依存しない断定できる保証はどこにもない！）。すなわち**科学に**

¹ 理学部学生自治会評議会評議員（履修関連担当・情報通信掛）。2019年度理学部中間実。

において「対象」はすでに理論的認識の対象であり、したがって、「対象」を画定するそのたびごとにすでにわれわれは科学における理論を前提することが要請されること。²

- c. したがって、「科学的な根拠」というエクリチュールによって想起されるいかなる概念が「科学」それ自体を内在する限りにおいて、全学実それ自体に内在する〈科学〉のシステムに対して「科学的な根拠」をある種の「プラグイン」的に利用することはできないこと³。

全学実はその自体が「無前提的」な組織として設立されているはずだった。しかしながら、そこで行われている決定の中に、「科学的な」という全く分析的でない、明証性にかける不鮮明な語彙が使われているという事態は、いま一度検討するに値する深刻な問題であると当方は認識している。そもそも「科学的」などと言ってわれわれがやっていることは、ただ単に、使いやすく外面的に「清潔感」のある「ミーム」や「権威」に訴えることでしのごうとしていることに他ならないのではなからうか？ それがボトムアップに形成されるはずの全学実の原理原則に、大きくそれていたとしても？

もはや次のように断言しても良いだろう。**われわれは「原理」を立てるべきである。それが「権威に訴える論証」を回避できないのならば、原理のリストに権威に首を垂らすものだとはっきり自覚して権威を参照していることを明言すべきだ⁴。参考文献を明示せよ。「科学的な」根拠を用いるなら、その正当性が擁護できるように科学的な（研究倫理に則った）レトリックに従うべきだ。その正当性や妥当性を具体的かつ根本的に理解できていない、あるいは参照元を明示する能力を有していないにもかかわらず、「科学的な根拠」を利用することを決定することは、科学という外皮で飛躍的な議論を許す一時期のポストモダニストに見られた（と一部の英米系の著述家に揶揄されている）「知の欺瞞」とやらであるばかりか、科学者共同体が自らの命を賭して形成してきた科学の脈絡を大きく無視した点で、倫理性にも欠く、全き悪しき暴力的な決定に他ならない。せめて**出典の書き方の基準を設置する（ないしは各人が使っている方法に従い、何の基準を使っているかめいめい明示することを義務付ける）**ことをしさえすれば、臆見がもつ秘教性や無根拠性を回避する手立ては用意できるはずだった。にもかかわらず、なぜそうした規定を抜きに具体性のかける「考え方」だけを明示することができるのだろうか。当方が全学実の決定第三項に激しく抗議するのは、以上の理由によってである。**

² にもかかわらず、全学実にの決定において、「科学的な根拠」の「対象」は明確になっているのだろうか？

³ そうした手ほどきを度外視に、科学の知見をいたずらに濫用してきた（今もそうである！）事例は1990年代に悪名高きアラン・ソーカルが『知の欺瞞』において弾劾されてきている。哲学でも政治でもなんでも良いが、そうした空間において科学の知見を利用するとき、われわれはなんらかの注釈とエクスキューズを事前に行う義務が課せられるのは本文に指摘した通りの意味においてである。

⁴ これは別にデカルトの一次文献をセーヌ川から掘り起こせと言っているのではない。なんでもいから参考文献を明示せよと言っているにすぎない。

3/補論

われわれの思考の位置はどこにあるかという、『青色本』にもみられる問いから始めるべきなのだろうか？ いや、思考が何によってなされるにかかわらず、われわれは思考を物質化するために提言を起案し、これを採択＝決定（全学実のいかなる採択のことをいう。以下、「決定」という。）によって会議の方策とする。そしてその方策は、デカルト的なコギトがそうであるように、全学実構成員として規定される存在者としてのわれわれの行動（全学実を文責としないし全学実構成員を主体として行われるいかなる行動のことをいう。以下同じ。）を規定し、あるいは制限する。いかなる妄想や蒙昧を遮断するための光を提示することが、決定の企図することに他ならない。したがって、決定はそれ自体において妄想や蒙昧を内在するものであってはならないのである。なぜというに、次の二点の理由による。a.いかなる行動は、権利上、決定を覆すことがないこと。b.いかなる行動は、全学実に参加するいかなる構成員によって行われることが容認されうること（この点は、全学実の性質の採択から容易に推論できるだろう）。すなわち、全学実に参加するいかなる構成員は、行動の領域においては、決定を覆しえない⁵。行動がいかなる構成員によってなされる限りにおいて、行動を規定する所の決定は、いかなる属人性によらない、普遍的に立脚し、明晰判明であり、そして努力目標として、整然としていることが求められる。

前述の「制限」に対する異論。制限の対象は何であるか。それは全学実に参加するところのわれわれが、全学実構成員という形相によって行動する時に伴う制限なのだろうか、あるいは、全学実構成員という存在者の行動の可能性が制限されるのではないのだろうか。答えは前者であるだろうと推定される。これについては、後者が当てはまらないことを指摘することでとどめようと思う。行動の可能性が制限されるとは何であるか。それは、何らかの行動が具体的に制約されることを意味しない

（酒類規制、原理研に対する諸総括は、この点において例外的である）。そうではなく、行動の結果が何に対して役立つかにおいて、制限されるに過ぎず、それは明らかに、行動に対する実定的（positive）な制約を意味するものではない。何故ならば、全学実構成員「として」自覚的になされるいかなる行為は、全学実のために（の代わりに）なされるに他ならないからである。したがって、「全学実構成員という存在者の行動の可能性が制限される」と言うことは名辞矛盾である。

したがって、次のように言うことができる。全学実構成員は、全学実決定という物理法則に則って行動する物質に他ならない（少なくともそのように行動する存在者とみなすことができる）。それは、全学実構成員をそうした物理主義的な観点で目的論的に行動する主体として理解することができると言っているに過ぎず、全学実構成員を演ずるあらゆるキャストに主体性がないと言っていることを意味しない。キャスト全員がハムレットを演ずるわけではない。そうではなく、全学実構成員として演ずるに当たって何をスクリプトとするかはキャストの意思に委ねられている。肝腎なのは、全学実構成員としてなされる行為を現実のものにする——すなわち、全学実構成員としてなされたという事実を現実化する——形相において、全学実構成員が目的論的に機能している、ということである⁶。ここで全学実が決定的な機構であるという結論を提示することは、すでに当方に容認されているものと思われる。以上を念頭に、テキストを読んでいこう。

まずもって、「企画出展者が対策の中身で一致する」ことは必然的である。なぜならば、いかなる全学実構成員にあっても、「対策の中身」において「一致」することは、その「対策」が決定に基づく限り、物理的に正しい。この点はすでに述べた。したがって、われわれに必要なのは、むしろ決定することへの方法的用意のために「考え方」を決定することである。企画出展者が内容に疑義を呈するなら、事務局なりを通して全学実に変更を要求するのが筋である。

すでに論じたように、全学実が決定的な機構であった。いかなる点においてか？ 一つの原理に基づき、物質を取り扱う点においてである。むろんこれを直ちに「科学的」と言い換えることは妥当ではない。なぜならば、科学とは一定の科学者共同体が共有するパラダイムのもとに、客観性、再現

⁵ マオイイズム的な観点にあっては、この点を容易に論駁することができる。しかしながらわれわれは、そうした造反有理の立場を取ることはできない。前述した通り、われわれの決定はわれわれの行動を規定するコギトであるとさしあたり言えるからだ。この点（コギト性）については、あとでさらに検討する。

⁶ なお、それに反する不規則行動に罰則が科されるのは、ヒューマンエラーが発生したものとしてデバッグを要するからである、と理解することができよう。この点において、全学実構成員に対する自由意志を否定しながらも、罰則を下す可能性を両立することができる。

性、論理的妥当性、数学的整合性、そして何よりも**それ自体において閉じていること**を保証できる理論およびその援用の営為のことをいう、というのがトマス・クーン以降の科学哲学における共通理解であるからだ。ところで、行為は、決定において検討され、批判され、また決定を通して同じ行為を別の仕方でも再現される余地を持つ。すなわち、決定が行動の現実性を規定ないし記述し、行動が決定においてその妥当性を検討されること、そしてそれ自体において閉じていることが、全学実の科学性の要件となる。この要件は、全学実における（11月祭会期後に行われている）総括などが持つ権能、そして全学実およびその実務を統括的に担う事務局が一年限り（毎年更新）で設置されていることを踏まえれば、満足していると言えよう。この限りにおいて**全学実はそれ自体において〈科学〉を内在している**⁷と主張することは、全く飛躍に値するものであったり、トンデモめいた放言たるものであったりすることはないだろう。

したがって、「科学的な裏付けが為されるべき」であると言ったとき、われわれは全学実に内在する〈科学〉についてのみ言うことができるのであり、他のいかなる個別科学について想起する余地を持つことはできない。何故と言うに、次のとおりである。科学が科学を内在することは、それ自体において閉じているという科学の要件に反する。ところで、〈科学〉が個別科学を含むことは、その個別科学が〈科学〉と同じ類を持つ限りにおいてであり、その他の場合には科学が科学を内在することに他ならない。ところで、少なくとも量子力学や動物行動学といった個別科学がわれわれの〈科学〉と同じ類を持つ余地はない（つまり、現在承認されている個別科学はわれわれの〈科学〉の枝領域にはならない）。したがって、科学が科学を内在することは、今の所、われわれの〈科学〉を脅かすものである。そればかりか、自然科学の濫用という、アラン・ソーカルの悪名高い暴露で語られたものと同じ轍を踏むことになるだろう。もっとも、われわれの〈科学〉のディレクトリが個別科学のライブラリ全般をインストールするだけのストレージ容量がわれわれにあるなら、事情は変わるかもしれないのだが⁸。

また、これは傍証であるが、「無根拠な、単なる憶測にすぎない基準を設けること」が「一致を作ることが難し」くすることは考えにくい。何故ならば、われわれにとって一致を作りやすいのは全員が共通して持ち合わせている「共同幻想」（吉本隆明）に他ならないからである。そして、その「共同幻想」が批判を受けられるものであり、かつ決定によって統制をすることが可能である限りにおいて、それは「一致を作ること」に資するものであると考えられる。しかるに「科学的な根拠」とだけ書いただけでは、「科学的な根拠」に立脚して決定を行うという「事実性」だけが担保されるだけであり、具体性を欠いた全き抽象的な前提でしかない。それについて、われわれが今決定しているテキストは、何において「無根拠な、単なる憶測にすぎない基準」と具体的かつ決定的に異なるということができているのだろうか。テキスト——あえてデリダの用語を使うなら、「エクリチュール」——は、とりわけそれが決定を規定するものであるものは、それ自体において完結していなければならない。というのは、決定を規定するテキストの作者はテキストが発表された時点で「死」を迎えているのであるからである。テキストになんらかの補足をする、とりわけ直接「朱入れ」することの権利を有するのは、作者とは無関係の注釈者ではなく、作者の遺志を引き継いだものによる決定としての付帯決議の他にない。もはやこのように断言しても良いだろう。**全学実の決定における「科学的な根拠」にはいかなる具体性もいかなる普遍性もなく、もはや「科学的な根拠」と対置されるべきいかなる臆見や先入見との本性的な差異を覆い隠している。**したがって、われわれが本質的に「科学的」知見というものがもし実在し、それによってなんらかの決定を下すというのであれば、科学的知見とそうでないもの（臆見、醜聞、デマ、等々）とを明確に差別化する基準、とりわけ前者が校舎に対して優位であると判断できる基準、すなわち「考え方」のための「考え方」を設置すべきである。その基準は、それを策定することなしに発言されるいかなる「科学的な根拠」がもはや砂上の楼閣の他の何物でもなくなるようなところのものである。そしてその基準は、せいぜいのところ学部の卒業論文で口を酸っぱく指導される、どちらかといえば瑣末かもしれない手続きによって規定されるのだが、

⁷ しかし科学それ自体ではない。

⁸ とはいえ、〈科学〉が科学であることをいかにして論証することができるのだろうか。もしそうである場合、〈科学〉が科学を内在することが妥当でないこととわれわれが判断することはできるかどうか、そしてそれはなぜか、等々の問題について、われわれは回答する必要があるだろう。しかしながら、この点についてはあえて宙吊りにしておこうと思う。なぜならば、〈科学〉の権能が科学それ自体を内在することが可能であるかどうかは、決定によって規定されるものでしかないからである。

その瑣末さこそがわれわれの科学を科学として守り続けてきた等のものであることを、今一度思い起こしても良いだろう。

あえて補論として以上のことを論じてきたが、ここで重ねて問題提起をあえてしても良いだろう。われわれは常に「自明」のものとして放っておくものが極めて多いのではなからうか。そうしたものを全て取り除いたときに残ろう、京都大学学生という主観性において妥当的な「理念的な普遍性」によって、決定の原理を規定すべきだったのではなからうか。われわれは認識する時点ですでに、対象は抽象化され、対象のいかなる現実性も捨象されてはいないか。そしてわれわれ自身も、われわれの主観性から脱落してしまっていないか。いかなる主観性も、いかなる認識も、それらを全て宙吊りにして、ある種の無人格的な「裸出」化（レヴィナス）した空間に葬り出す行為、ニュートラルに物質化を目指し、資本に交換できるか否かを度外視に、私が直接的に富を感じられるところのものを算出すること。それが、文化祭典の本源的な形式だったのではなからうか。このように改めて問うことは、本稿がわれわれの文化祭典における根本諸問題に強調を与えるものであることを、つくづく願う限りである。しかしながら、本稿はわれわれの問題、そしてわれわれの存在規範や存在に対する（しばしばチープな）理解を規定している「文化」そのものへの批判を呼び起こすものであるにも関わらず、その点への言及を避けて急遽是に於て断筆を宣言するものである⁹。

⁹ 本稿の補足となるべきエントリーはweb上で掲載するよう努力する。